

法人理念	社会福祉協議会は、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保険・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の皆様住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動を行っています。
職種	介護職員
就業場所	能代市社会福祉協議会 訪問介護事業所（能代市上町12番4号）
雇用形態	准職員（パート）雇用期間の定めはありません
仕事の内容	訪問介護事業所における介護業務 ○利用者宅を訪問し、日常生活介助を行います。食事・排泄・入浴等の生活援助や身体介護をしていただきます。 ○訪問先は能代市内で、自己所有車を使用して頂きます。 ※私有車の業務使用中に、事故など第3者に損害を与えた場合の損害賠償は、自動車保険で対応できる部分以外は本会が負担します。 ○訪問件数は1日当たり4～5件程度です。
必要な免許・資格	介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修課程修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級または旧2級課程修了者のいずれか 普通自動車運転免許（AT限定可）
必要な経験など	訪問介護員の経験は問いません。
加入保険など	雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金 ※勤務時間数によります
雇用条件 1. 賃金 2. 通勤手当 3. 処遇改善手当Ⅰ 4. 処遇改善手当Ⅱ 5. 賞与	時給 1,103 円（生活援助）、時給 1,320 円（身体介護） 毎月 31,600 円まで（通勤距離による） 8,000 円（介護福祉士などの資格所有） 4,000 円（介護職員初任者研修修了など） 毎月 2,000 円 ≪1ヶ月の給料の目安（介護福祉士の場合）≫ ① 生活援助 10 時間／週 1,103 円×週 10 H＝11,030 円 ② 身体介護 10 時間／週 1,320 円×週 10 H＝13,200 円 給料＝(①＋②)×4.3 週＋処遇改善Ⅰ＋処遇改善Ⅱ＋通勤手当＝ (11,030 円＋13,200 円)×4.3 週＋処Ⅰ 8,000 円 ＋処Ⅱ 2,000 円＋通勤手当 ＝114,189 円＋通勤手当 年 2 回 【36,000 円～85,000 円】×2 回

6.特定処遇改善一時金 7. 就業時間 8. 休日	勤続年数により金額が変わります。6月と12月に支給。 3月に一時金として支給（4月～3月分） 介護職員 3,700円（一月当たり） 6:00～23:00（1日4～5時間程度） 休日はシフトによります。土曜日または日曜日の出勤は月に1～2日程度です。 勤務時間、休日等については相談に応じますので、子育てや孫のお世話の合間にお仕事ができます。
提出書類	○履歴書 1部 ○資格証の写し 1部
スキルアップ	働きながら資格が取得できるよう、資格取得支援制度があります。 ※介護福祉士実務者研修や介護福祉士資格取得、介護支援専門員資格取得、社会福祉士資格取得など
その他福利厚生	健康診断、インフルエンザ予防接種の助成を行っております。また、ユニフォームの支給があります。 育児・介護休業法に基づく育児休業や介護休業を取得できます。
備考	雇用開始：随時 雇用期間：62歳以上の方は、雇用期間（年度毎）の定めがある有期職員での採用となります。

・応募される前に見学も可能ですので、お気軽にご連絡下さい。

女性活躍推進法に基づく、本会の実績値に関する情報

①採用した労働者に占める女性労働者の割合（R7年度採用）

	正職員	非正規職員
男 性	14%	8%
女 性	86%	92%
全 体	11%	89%

②労働者に占める女性労働者の割合（R8.4.1時点）

男 性	24%
女 性	76%

③管理者全体に占める女性管理職の割合（係長級より上位の役職）（R8.4.1時点）

男 性	27%
女 性	73%

④男女の平均継続勤務年数の差異（正職員及び有期職員）（R8.3.31時点）

男 性	9.8年
女 性	9.6年
全 体	9.7年